

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○宮城県議会定例会の招集	（財政課）	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	（同）	一
○肥料の登録	（みやぎ米推進課）	二
○肥料の登録有効期間の更新	（同）	二
○肥料の登録事項の変更	（同）	二
○肥料の登録の失効	（同）	二
○普通肥料の検査結果の公表	（同）	三
○特殊肥料の検査結果の公表	（同）	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	（農村振興課）	四
○県営土地改良事業の工事の完了	（同）	五
○道路の区域変更（四件）	（道路課）	六
○道路の供用開始（三件）	（同）	七
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について	（同）	八

告 示

○宮城県告示第四百七十四号
令和三年六月十五日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二一〇六五二	ぶりけあデイサービス 石巻市駅前北通り一丁目十四番二十九号 だるせーにょ壱番館 二階	生活介護	ぶりけあ株式会社	令和三年六月一日
○四一〇七〇〇六一一	Manaby CR 駅前 名取市増田四丁目七番二十号グロリーオ二階	就労継続支援B型	株式会社アツタカム	令和三年六月一日
○四一一二〇〇七二八	就労支援事業所 かなみのもり 登米市登米町寺池桜小路九十六番地三	就労継続支援B型	特定非営利活動法人 奏海の杜	令和三年六月一日
○四一二八〇〇一五三	そにやる 加美郡色麻町高城字上ノ原七番地三	生活介護	一般社団法人 そにやる	令和三年六月一日

○宮城県告示第四百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日

〇四二二八〇〇一五三
 一般社団法人 そに
 やる
 加美郡色麻町高城字
 上ノ原七番地三
 就労移行支援
 一般社団法人
 そにやる
 令和三年五月
 三十一日

○宮城県告示第四百七十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、
 次のとおり肥料の登録をした。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	保証成分量(%) りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
令和三年 五月十四日	第六一七号	副産動物質肥料	寅ちゃんの極液 肥01	六・〇				含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	ねぎびとカンパニ 株式会社	山形県天童市大字蔵増字 宮田四三八九番地一	令和六年 五月十三日

○宮城県告示第四百七十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、
 次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

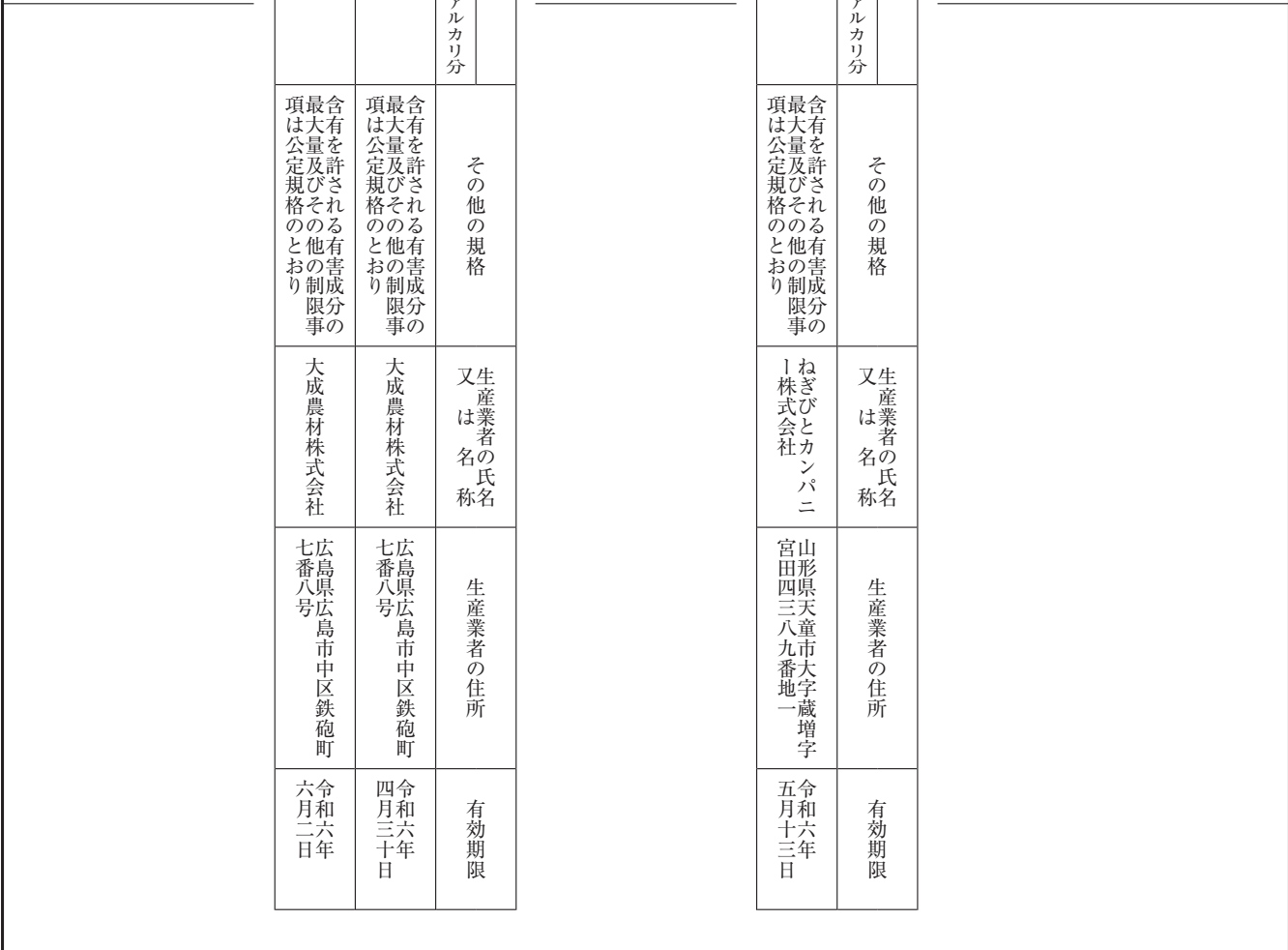
更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	保証成分量(%) りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
令和三年 三月三十一日	第五一三号	副産動物質肥料	エキタン有機	六・〇				含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七番八号	令和六年 四月三十日
令和三年 三月三十一日	第五一一号	混合有機質肥料	バイオノ有機S	七・二	四・〇	二・五		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七番八号	令和六年 四月三十日

○宮城県告示第四百七十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項及び第四項の
 規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更をした。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
第五七〇号	副産石灰肥料	南三陸かきがら 副産石灰	有限会社三和産業 岩手県一関市東山町松川字深堀五十四番地一	代表者	佐藤 幸一	佐藤 琢哉	平成二十八年 五月二十八日

○宮城県告示第四百八十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
令和三年 三月一日	第五七〇号	副産石灰肥料	南三陸かきがら 副産石灰	窒素全量	りん酸全量	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	有限会社三和産業	岩手県一関市東山町松川字深堀五十四番地一
令和三年 三月三日	第五七七号	副産動物質肥料	J栄一1号	加里全量	アルカリ分	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	ゼライス株式会社	宮城県多賀城市栄四丁目四番一号

○宮城県告示第四百八十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和二年十一月～令和三年三月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称		検査の概要		備考
指定配合肥料	ミズホユーキ有限公司	75混合有機質肥料		分析検査	保証票の検査	立入年月日 令和二年 十一月二十四日
副産石灰肥料	三浦渉	シエル100%肥料		項目	その他の検査	立入年月日 令和三年 三月五日
		主成分1アルカリ分		指摘事項	保証票記載不適	
		主成分1窒素、りん酸			ム、ニッケル、クロ	

魚かす粉末	気仙沼センター水産加工 業協同組合	気仙沼弁天魚かす	主成分：窒素、りん酸	立入年月日 令和三年 三月五日
-------	----------------------	----------	------------	-----------------------

(注) 一 分析結果及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。
 二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値と比較した結果である。

○宮城県告示第四百八十二号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、
 特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和二年七月～令和三年三月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出 名(及び商品名)	検査の結果							備考	
			窒素全量 (%)	りん酸全量 (%)	加里全量 (%)	銅全量 (mg/kg)	亜鉛全量 (mg/kg)	石灰全量 (%)	炭素窒素比		水分含有量 (%)
動物の排せつ物の 燃焼灰	株式会社ウエルファームフ ーズ	鶏糞燃焼灰	○・二八	一八・九三	二七・六九		三四一五	一一・三	○・七六		立入年月日 令和二年 七月二十一日
堆肥	イセファーム東北株式会 社	有機の大地	二・二三	四・一一	三・五五		四四七	一九・七	一七・四		立入年月日 令和二年 九月九日
堆肥	株式会社オダシマファア ム	豚ぶん	○・五八	○・七五	○・七九	一九・六	四三	二三・八	五八・二		立入年月日 令和二年 九月十四日
堆肥	有限会社富士物産	エナジグリーンユーキ	○・七〇	一・三九	一・二九			一八・八	六二・五		立入年月日 令和二年 九月十四日
堆肥	株式会社第一ポトリー ファーム	発酵鶏糞	三・一九	三・七六	二・九三		四二二	七・三	一八・七		立入年月日 令和二年 九月二十四日
堆肥	有限会社小松牧場	ゆめみたいひ	○・四一	○・二六	○・三六			二五・八	五八・一		立入年月日 令和二年 九月二十四日
カルシウム肥料	株式会社AI・DEA	大地の滴							二・七		立入年月日 令和二年 九月二十五日
堆肥	有限会社フロンティア・ ファーム	フロンティア堆肥	○・三一	○・三二	○・二六			一九・九	六〇・四		立入年月日 令和二年 十月六日

○宮城県告示第四百八十三号

備考 分析値は全て現物当たりの数値である。

堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥
みやぎ登米農業協同組合	桃生町堆肥生産組合	株式会社ビィアイシィ・バイオ	株式会社ウジエクリーンサービス	みやぎ登米農業協同組合	B i f o r e s t 株式会社	有限会社白石畜産農場	佐藤健一	大東生産組合	瀬戸金男	株式会社J N E X	三品均	丹野一昭	峯岸義信
とよま有機	ものう有機	地力の素ベレットたい肥	無限	有機なる大地1号	グラントコンポストほほえみ1号	仙南有機入り肥料	たい肥	醗酵鶏糞	堆肥(牛)	液状肥料有次郎	堆肥(牛糞堆肥)	牛堆肥	堆肥(牛)
一・二二	一・五六	一・五四	二・六六	一・五二	〇・九八	三・四五	一・三八	一・九二	〇・八一	〇・〇四	〇・九八	〇・七七	〇・八九
一・六六	二・二二	二・一四	一・〇五	一・八三	〇・四七	八・九五	一・九二	三・三三	一・四六	〇・〇二	〇・六八	〇・三九	〇・六三
一・八五	一・七四	一・五七	三・三四	一・五二	〇・六二	二・六九	一・九六	三・一三	〇・八一	〇・〇九	一・〇三	〇・二六	一・一八
二五〇	三三二・四			二七・八		三八七							
六一	二一〇	一一七		一〇四		一〇二七							
一五・〇	一六・五	一八・六	一三・二	一三・七	一一・八	六・二	一五・五	一一・八	一六・九	五・八	一五・六	一四・二	一七・四
四八・八	三六・四	三〇・九	二二・七	三四・九	四〇・七	三三・二	四三・五	四二・三	五三・七		五二・二	六八・八	五二・一
立入年月日 令和三年 三月二十五日	立入年月日 令和三年 三月十九日	立入年月日 令和三年 二月十九日	立入年月日 令和三年 二月十九日	立入年月日 令和三年 二月十七日	立入年月日 令和三年 二月十七日	立入年月日 令和二年 十二月二日	立入年月日 令和二年 十一月二十五日	立入年月日 令和二年 十一月十九日	立入年月日 令和二年 十一月十九日	立入年月日 令和二年 十一月十九日	立入年月日 令和二年 十月二十八日	立入年月日 令和二年 十月二十二日	立入年月日 令和二年 十月二十二日

県営敷玉西部地区土地改良事業(区画整理事業) 変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四

年法律第九十五号) 第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年六月八日から令和三年七月六日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第四百八十四号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	飯野川	事業の名称	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)	工事完了年月日	令和元年五月二十一日
-----	-----	-------	--------------------------	---------	------------

○宮城県告示第四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 古川松山線

三 道路の区域

変更の区間

大崎市古川大幡字道下東無番地先から
同市古川大幡字道下東無番地先まで

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	
A	B	A	B	一四・五	一四・五	一六・九	一六・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
〇・〇	〇・〇	一〇・六	一〇・六	八二・〇	八二・〇	八二・〇	八二・〇	
一九・〇	一九・〇	二八・一	二八・一	八二・〇	八二・〇	八二・〇	八二・〇	
一	一	一	一	一	一	一	一	

○宮城県告示第四百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三四七号
三 道路の区域

変更の区間

大崎市古川字竹ノ内一五九番一地先から
同市古川字竹ノ内一九八番二地先まで

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	
A	B	A	B	一四・五	一四・五	一六・九	一六・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一四・五	一四・五	一〇九・九	一〇九・九	一六五・四	一六五・四	一六五・四	一六五・四	
一	一	一	一	一	一	一	一	

○宮城県告示第四百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四九号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	伊具郡丸森町大張川張字榎屋二二八番三地从先から	七・一	八・六	五〇・九
後	同郡同町大張川張字榎屋二二九番四地先まで	七・九 一六・七		五〇・九

○宮城県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四九号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	伊具郡丸森町耕野字岩七四番一地从先から	五・八	二二・二	五一・六
後	同郡同町耕野字岩七五番二地先まで	六・一 四三・一		五一・六

○宮城県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四七号	大崎市古川字竹ノ内一五九番一地从先から 同市古川字竹ノ内一九八番二地先まで	令和三年 六月八日

○宮城県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町大張川張字榎屋二二八番三地从先から 同郡同町大張川張字榎屋二二九番四地先まで	令和三年 六月八日

○宮城県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字岩七四番一地从先から 同郡同町耕野字岩七五番二地先まで	令和三年 六月八日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第61号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和3年6月8日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者（中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く）		
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者（中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く）	令和3年7月12日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和2年、令和3年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことからより資格審査の一部科目が免除されたことなる者	令和3年8月31日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和3年6月8日（火）から令和3年6月18日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和3年6月8日（火）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601